

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

令和 6 年度診療報酬改定に伴い、「訪問看護医療 DX 情報活用加算」が新設されました。

訪問看護ステーションきずなは、地方厚生局に届け出た訪問看護ステーションの看護師等がオンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報を取得・活用して訪問看護に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

■ 算定内容

訪問看護 DX 情報活用加算：月 1 回 50 円（医療保険） ※自己負担に応じた金額

■ 対象となる利用者

- ・ 医療保険で訪問看護管理療養費を算定している方

■ 施設基準

これに係る施設基準は以下のとおりです。

- （1）厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- （2）健康保険法第 3 条 1 3 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- （3）医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。具体的には次に掲げる事項を掲示していること。
 - ア. 看護師等が居宅同意取得型のオンライン確認システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している訪問看護ステーションであること。
 - イ. マイナ保険証の利用を推進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいる訪問看護ステーションであること。
- （4）施設基準 3 の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8 年 8 月 1 日

訪問看護ステーションきずな